



庄内赤川

S H O N A I - A K A G A W A

小水力発電所 『ピカッと黒川』 今夏稼働開始

名 称	黒川小水力発電所	
所 在 地	鶴岡市黒川	
発 電 方 式	流れ込み式	
水 車 形 式	縦型スクリーウ水車 2基	
最 大 出 力	1号	2号
	29.5 kW	14.7 kW
有 効 落 差	7.60 m	3.80 m
	0.660 m ³ /sec	
最大使用水量	0.660 m ³ /sec	
年間発電力量	133,169 kWh	
総事業費	163,000 千円	



主な内容

- ごあいさつ 2
- 広報発行によせて 3
- 第16回通常総代会 5
- 令和2年度 主な事業（旧会計区分） 6
- 令和2年度 賦課金及び賦課徴収方法 8
- 農地転用と地区除外決済金について 9
- 国営赤川二期農業水利事業の進捗について 11



令和2年5月発行

受益面積及び組合員数

(令和2年4月現在)

市町村名	鶴 岡 市					酒田市	三川町	庄内町	計
	鶴岡地区	朝日地区	櫛引地区	羽黒地区	藤島地区				
受益面積 (ha)	4,680.1	253.2	1,871.5	681.5	909.6	821.5	2,087.7	0.4	11,305.5
組合員数 (人)	1,872	127	719	344	321	489	734	19	4,625

発行所：鶴岡市馬場町7番35号
庄内赤川土地改良区
編集者：総務課
U R L : <http://www.shonaiakagawa.jp>
E-mail : info@shonaiakagawa.jp



ごあいさつ

庄内赤川土地改良区

理事長 **本間 松弥**

新年度の広報発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。

組合員の皆様はじめ関係皆様からは、日頃より当改良区の業務運営並びに事業推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

今冬は近年に例を見ない暖冬少雪となったこともあり、現在、山間部やダム周辺の残雪も、例年に比べて非常に少ない状況にあります。今後、特に夏場の用水確保についても懸念される場所ではありますが、関係機関や各ダムサイドとは、緊密な連絡体制を取りながら、早め早めの対応をしていかなければならないものと考えております。関係皆様方からも、各地区における節水対策などにつきましては、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

さて、本区管内において実施中であります「国営赤川二期事業」は、早いもので事業開始から十年が経過いたしました。これまで、事業工期としては令和2年度での完了が予定されておりましたが、赤川揚水機関連施設の撤去工事や東三号幹線用水路に附帯する調整池の造成工事など、依然大きな工事が進行中ということもあり、工事のアフターフォローや引き渡し後の用水管理及び施設維持管理に不安を残さないよう、万全な形で事業完了について、東北農政局をはじめとする関係機関に対し要請を行ってきたところであります。最終的には令和3年度完了という方向で進めていただくこととなりましたが、残り少ない期間で万全を期すよう関係皆様からは引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

国営事業が完了に近づく中、近年は各地区における農地整備事業や施設の更新事業も活発化しております。実施中の「たらのきだい地区」は今年度完了を迎え、大規模再整備事業である「広野地区」については、近年順調に予算措置が行われ、事業費ベースでの進捗率も約6割に達し、ようやく数年後の事業完了が見えてきたところです。「黄金地区」については、計画調査が完了し今年事業採択の決定が下りました。「井岡地区」については、計画調査がまとまり、事業採択申請の準備に移っております。そのほか、「岡山地区」、「中楯地区」、「宝谷地区」の3地区については、現在鋭意計画調査が進んでおります。管内においては、前述の地区のほかにも新規事業を模索している地区が多くあり、事業調整と同時に要請活動などを通じた事業予算の確保にも努力を続けていかなければならないものであります。

今般、世界は目に見えない敵である新型コロナウイルスという脅威に直面し、日本社会にも深刻な影響を与えようとしています。同時に、改めて農業の重要性や国産農産物の振興が国民生活の安定に欠かせないものであることを再認識させられるものでもあります。私たちは、「土地改良は未来への礎」という理念のもと、農業生産基盤の整備という重要な役割を担っているということを肝に銘じ、これからも地域農業の持続的発展と農村の振興に貢献すべく、組合員の負託に応えていく所存であります。

末筆ながら、今回の感染拡大により被害を受けられた多くの皆様の一日も早い回復と、事態が早期に終息を迎え、皆様の日常と笑顔が戻り、そしてまた豊穡の秋を迎えられますよう衷心よりご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



赤川と黒川橋



安定した 用水供給のために

東北農政局赤川農業水利事業所
所長 田中 繁世 様

庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より国営赤川二期農業水利事業の推進につきまして、多大な御理解と御協力を賜り心より御礼申し上げます。国営事業については、これまで令和2年度完了を予定しておりましたが、揚水機場撤去工事後の農地の復旧について、より確実にやっていくことで進めており、また、昨年6月の山形沖地震への対応も新たに対策を行う必要が生じたことなどから事業工期については令和3年度までとすることで事業を進めて参ります。

今年度は、引き続き赤川揚水機場の撤去工事を進める他、調整池建設関係の周辺整備工事や残された水路の改修工事を鋭意進めることとしています。

さて、庄内地域では昨年6月に大きな地震がありました。近年は全国至る所でこうした大地震や、想定を遙かに超える大雨などの自然災害等が頻発している状況であります。今年度に入ってから、新型コロナウイルスが国内首都圏地域はもとより山形県内においても猛威を振るいました。緊急事態宣言が発せられた後に農政局国営事業所では外部の方との接触を極力さけるようにするための職員の勤務体制として在宅勤務などを取り入れ、人と人の接触を減らす取り組みを行いました。こうした状況になって改めて、日頃からの備えや危機管理がいかに重要であるかということを考えさせられます。いざ災害があった際の日常の業務を可能な限り速やかに継続するための体制、水路に安定的に水を送り届けるための対応、防災、減災のための施設づくり、被害があったときにもできるだけ速やかに対応できるような体制作りなどを常日頃から意識していなくてはならないと考えます。

赤川二期事業では、昨年3月に完成した水管理施設（赤川用水管理センター）により、遠方監視、遠隔操作を行うことで施設を管理する方が現地に直接赴かなくても、ゲート等の監視や操作を一元的に実施することが可能となっています。また、近年話題として取り上げられることが多くなっているスマート農業やICT(情報通信技術)を活用した取り組みとして、土地改良事業においても様々な取り組みが進められようとしています。幸い赤川地区においても、土地改良区の方々の強い熱意とご尽力によって、今年度より試験的に国営事業の地区内においてモデル地区を設定し、ICTの取り組みを行うこととしており数十haのモデル地区内のは場に自動給水栓を取り付けたり、ポンプ場を遠方から監視制御して配水管理を行うための設計、工事を行うこととしております。

日頃、手間のかかる水の見回りや給水栓の操作などの水管理についても遠隔でスマートフォンなどで操作できるような営農が可能となります。今後の更なる農家人口の減少や区画の大規模化を見据えれば、将来的にはこうした取り組みが広がっていくことになるのでしょうか。新たに土地改良区に隣接して設置された赤川用水管理センターを基点とした水管理施設と合わせ、災害時などにも安定して用水供給が行えることになれば、農家の方々にとっても大変心強いのではないのでしょうか。

国営事業完了にむけて残された期間はそれほど多くありませんが、今後の人口減少社会において災害にも強い安定した施設や体制がとれるような取組が行えるよう、微力ながら事業所も地域のお役に立てることができればと思います。事業完了後に組合員ほか、地域の皆様に良い事業であったと言ってもらえるよう職員一同、一丸となって取り組みますので引き続き皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。





山形県庄内総合支庁 産業経済部

農林技監 **長谷部 英徳** 様

庄内赤川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業の推進につきまして、多大な御理解と御協力を賜り心より御礼申し上げます。

本年も引き続き庄内総合支庁産業経済部農林技監（兼）農村計画課長を務めます長谷部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この冬は、暖冬少雪となり、これから農業用水の本格的な需要期に入りますが、現時点では農業用水の利用には影響がないと判断されております。

また、昨年6月18日に発生しました山形県沖地震は、県内では初めて震度6弱を記録し、庄内管内においても鶴岡市を中心に大小数か所の地震災害が発生いたしましたが、農業への大きな障害が発生せず、安堵しているところであります。

庄内赤川土地改良区におきましては、国営赤川二期地区が令和3年度の完了を目指し、工事の終盤を向かっており、基幹水利施設の改修とともに小水力発電や水管理システムの導入など、将来の維持管理を見据えた整備が順調に進められております。

県営事業におきましては、令和元年補正予算と令和2年当初予算をあわせて204億円が予算措置されており、そのうち庄内管内は55億円となっております。これもひとえに土地改良区を始め、市町村や土地改良事業団体連合会等の要請活動により地域の実情を中央に届けていただいた結果であります。

今後も本予算をしっかりと確保・活用し、人口減少や高齢化の進展に伴い農家や農村人口が減少していく中で効率的・効果的な農業を展開していくため、農作業や農地管理の省力化を加速する必要があります。また、近年の集中豪雨をはじめとした気候の激甚化に対応し、農地、農業水利施設やため池などの施設機能の強化を加速化する必要があります。

そのため、農業・農村インフラをしっかりと時代に合わせ整備していきたいと考えております。

今、農業農村では、様々な課題が山積みしておりますが、国、県、市町村がこれまで培ってきた技術と経験を活用し、農業農村を守り、発展させていくことが重要であることを認識する必要があります。

最後になりましたが、庄内赤川土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝を祈念しまして、挨拶とさせていただきます。



大山上池に咲く蓮の花

第 16 回 通常総代会

令和2年3月13日、東京第一ホテル鶴岡に於いて第16回通常総代会が開催されました。総代現総数59名中53名の出席のもと、議長に五十嵐隆徳 総代（第7選挙区・土橋）、副議長に前田藤一 総代（第2選挙区・丸岡）を選出し、次の事項を慎重審議した結果、原案通り可決されました。

■報告事項

監報告第2号 令和元年度第2回定例監査報告

■付議事項

- 承認第3号 専決処分の承認について
- 承認第4号 会計細則一部改正の承認について
- 議第3号 定款第4条、第13条、第24条、第26条、第27条、第29条及び第30条の変更について
- 議第4号 規約の一部改正について
- 議第5号 利水調整規程の制定について
- 議第6号 債務負担契約の議決について
- 議第7号 賦課金不納欠損処分について
- 議第8号 長期借入金（広野地区）の増額について
- 議第9号 令和元年度一般会計収入支出第5回補正予算
- 議第10号 黄金地区県営土地改良事業の実施について
- 議第11号 土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について
- 議第12号 長期借入金（黄金地区）について
- 議第13号 長期借入金（広野地区）について
- 議第14号 長期借入金（たらのきだい地区）について
- 議第15号 令和2年度区費賦課徴収方法について
- 議第16号 令和2年度地区除外決済金について
- 議第17号 令和2年度一般会計収入支出予算について
- 議第18号 令和2年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について
- 議第19号 令和2年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
- 議第20号 令和2年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
- 議第21号 事業費（個人）の一括繰上償還について
- 議第22号 指定金融機関等について



右：議長 五十嵐隆徳 総代（土橋）
左：副議長 前田 藤一 総代（丸岡）

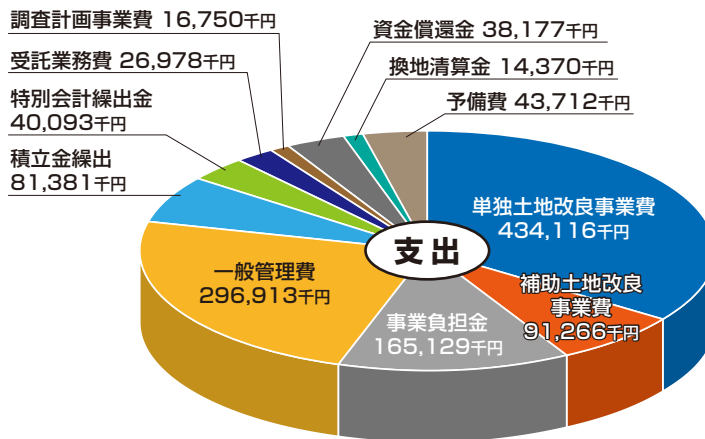
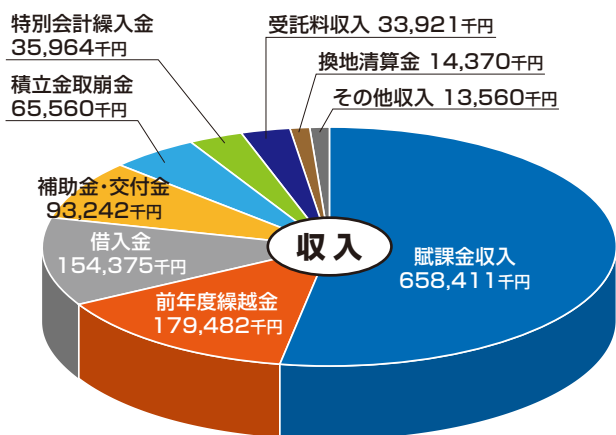


会議の様子

令和2年度予算

■一般会計

収支予算額 1,248,885千円



■特別会計

会計区分	予算額	会計区分	予算額
赤川地区共同管理費	117,586千円	天保大川地区小水力発電事業費	2,040千円
赤川地区小水力発電事業費	42,000千円	特別会計 3会計 合計	161,626千円

令和2年度 旧会計区分予算及び主な事業

■一般会計予算（旧会計区分）内訳書総括表

会計区分	予算額	会計区分	予算額
(旧特別会計)青龍寺川地区共通事業費	121,970千円	(旧特別会計)押切地区事業費	39,945千円
(旧特別会計)中川地区共通事業費	128,100千円	(旧特別会計)広野地区事業費	178,477千円
(旧特別会計)天保大川地区共通事業費	118,995千円	(旧特別会計)大泉地区維持管理事業費	10,387千円
(旧特別会計)八沢川地区共通事業費	122,410千円	(旧特別会計)東郷堰地区維持管理事業費	56,608千円
(旧特別会計)団体営土地改良事業費	5,414千円	(旧特別会計)県営たらのきだい地区圃場整備事業費	19,843千円
(旧特別会計)県営赤川圃場整備事業費	135,137千円	(旧特別会計)農地維持受託事業費	1,381千円
(旧特別会計)鶴岡西部県営圃場整備事業費	132,581千円		

※各地区の特別会計は一般会計に統合されましたが、会計予算の内訳は旧会計区分ごとに分類されます。

■一般会計予算（旧会計区分）主な事業

【青龍寺川地区共通事業費】

■維持管理費

- ・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等) 21,953千円
- ・管理費(水利運営協議会交付金等) 6,043千円

■土地改良事業調査計画事業費

- ・農地整備事業調査計画事業費(岡山地区) 3,000千円

- ・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等) 6,581千円

■受託業務費

- ・受託工事費 6,119千円
(沖堰・尾花排水機場管理業務、青龍寺川堤防草刈業務)

【鶴岡西部県営圃場整備事業費】(青龍寺川地区)

■工事費

- ・整備工事費 22,468千円

■受託業務費

- ・農道管理業務受託工事費 5,174千円

■維持管理費(3,4,6 事業区)

- ・揚水機場費(電力料、賃金等) 74,050千円

■事業負担金等

- ・水利施設管理事業地元負担金(第4事業区共通地区) 3,050千円

【大泉地区維持管理事業費】(青龍寺川地区)

■維持管理費

- ・維持管理費(刈払費、賃金、工事費等) 5,040千円

【東郷堰地区維持管理事業費】(青龍寺川地区)

■維持管理費

- ・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等) 19,628千円

■適正化事業費

- (東郷堰第2揚水機場、東郷堰制水門、東郷地区パイプライン) 12,000千円

- ・水路費(刈払費、賃金、工事費等) 8,091千円

■農業基盤整備促進事業費

- (東郷用水路) 1,700千円

【県営赤川圃場整備事業費：上流地区】(青龍寺川地区)

■工事費

- ・整備工事費 15,000千円

■維持管理費

- ・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等) 12,842千円
- ・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等) 4,021千円

■適正化事業費

- (上山添揚水機場) 2,000千円

- ・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等) 1,531千円

■農業基盤整備促進事業費

- (我老林地内排水路) 1,500千円

■受託業務費

- ・農道管理業務受託工事費 3,189千円

■事業負担金等

- ・水利施設等保全高度化事業地元負担金(黄金地区) 7,500千円

【団体営土地改良事業費】(青龍寺川地区)

■維持管理費

- (八ツ興屋地区排水路浚渫作業等) 83千円



▲SPR工法によるコンクリート用水管更生の様子(田沢用水路、R1年)



▲用水路管路化工事の様子(広野地区、R1年)

【中川地区共通事業費】

■維持管理費

・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	25,068千円	・揚水機場費(電力・水道料、賃金、修繕費等)	10,479千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	6,947千円	・管理費(水利運営協議会交付金等)	9,904千円

■適正化事業費

(小尺第2用水路、横山用水路)	7,000千円	■農業水利施設危機管理対策事業費	
		(横山用水路)	3,000千円

■事業負担金等

・農村地域防災減災事業地元分担金(京田川地区)	1,140千円
-------------------------	---------

【押切地区事業費】(中川地区)

■維持管理費

・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	20,307千円	・水路費(刈払費、浚渫費、工事費等)	5,158千円
---------------------	----------	--------------------	---------

■適正化事業費

(押切第1揚水機場)	5,000千円
------------	---------

【広野地区事業費】(中川地区)

■工事費

・整備工事費	1,700千円	■事業負担金等	
		・農業水利施設保全合理化事業地元分担金	145,000千円

■維持管理費

・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	5,280千円	・水路費(刈払費、浚渫費、工事費等)	11,497千円
・農道管理費	600千円		

【県営赤川圃場整備事業費：第5事業区】(中川地区)

■工事費

・整備工事費	2,100千円	■適正化事業費	
		(渡前揚水機場水管橋)	5,700千円

■維持管理費

・用水費(工事費、浚渫費等)	13,619千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	6,240千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	11,489千円		

■農業基盤整備促進事業費

(古川第1排水路)	3,500千円	■受託業務費	
		・農道管理業務受託工事費	2,108千円

■農業水利施設保全高度化事業費

(渡前揚水機場)	8,500千円
----------	---------

【天保大川地区共通事業費】

■工事費

・整備工事費(施設整備小規模工事費等)	16,700千円	■受託業務費	
		・農道管理業務受託工事費	2,717千円

■維持管理費

・用水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	14,435千円	・揚水機場費(電力料、賃金、工事費等)	5,508千円
・排水費(刈払費、浚渫費、工事費等)	5,271千円	・管理費(水利運営協議会交付金等)	9,556千円

■土地改良事業調査計画事業費

・農地整備事業調査計画事業費(宝谷地区)	3,100千円	■農業用水路等長寿命化・防災減災事業	
		(田代用水路)	3,500千円

■事業負担金等

・地域用水環境整備事業地元分担金(黒川小水力発電)	195千円
---------------------------	-------

【天保大川地区小水力発電事業費】(天保大川地区)

■施設維持管理費	1,565千円
----------	---------

【県営たらのきだ地区圃場整備事業費】(天保大川地区)

■事業負担金等

・農地整備事業地元分担金	1,875千円	■受託業務費	
		・受託業務費(換地業務)	1,940千円

【八沢川地区共通事業費】

■維持管理費

・用水費(刈払費、浚渫費、修繕費等)	13,113千円	・揚水機場費(電力料、賃金、修繕費等)	33,092千円
・ため池費(賃金、刈払費、修繕費等)	1,796千円	・排水費(刈払費、修繕費等)	54千円
・管理費(水利運営協議会交付金等)	3,038千円		

■適正化事業費

(下興屋、新興、谷地揚水機場)	18,600千円	■土地改良事業調査計画事業費	
		・農地整備事業調査計画事業費(中楯地区)	2,000千円

■受託業務費

・農道管理業務受託費	2,281千円	■農業用水路等長寿命化・防災減災事業費	
		(下興屋、桁屋、友江、大谷自動堰)	16,000千円

■特別会計予算 主な事業

【赤川地区小水力発電事業費】

■施設維持管理費	9,294千円
----------	---------

【赤川地区共同管理費】

■維持管理事業費

◎利水費	36,080千円	◎水源涵養林費	2,389千円
・赤川頭首工費	24,007千円	◎管理費	1,924千円
・西1号幹線用水路費	9,557千円		
・東1号幹線用水路費	935千円		
・大鳥ダム及び熊出堰頭首工費	851千円		
・成沢川排水路費	730千円		

令和2年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日：令和2年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課
- 徴収期限：(第1期)令和2年5月31日・(第2期)令和2年10月31日
- 納付場所：JA鶴岡、JA庄内たがわ、JA庄内みどり、JAそでうらの各本支所・支店、荘内銀行本支店・出張所、山形銀行・きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、当土地改良区事務所
- 口座振替日：第1期 6月1日(月)・第2期 11月2日(月)
 ※事前に口座残高の確認をお願いします。
 また、前号の広報でお知らせしましたとおり、令和2年度より口座振替賦課金領収書については発行されません。

事業コード	事業名	1000㎡当賦課金 (円)	前年度比	賦課割合	
				第1期	第2期
■全地区					
0101	一般賦課金(運営事務費)	600	—	50%	50%
■青龍寺川地区					
0201	青龍寺川地区共通事業費(維持管理費)	1,400	300	50%	50%
0202	〃 (赤川管理費)	520	△ 300		
0211	〃 (事業調査費・井岡地区)	500	—		
0212	〃 (事業調査費・岡山地区)	5,000	—		
1101	団体営事業費(西荒屋圃場整備)	一筆毎	—	30%	70%
1201	県営赤川圃場費(維持管理費・青龍寺川地区)	1,980	—	0%	100%
1233	〃 (事業費・黄金地区【A】)	250	△ 1,000		
1234	〃 (事業費・黄金地区【B】)	250	△ 1,000		
1301	鶴西県圃場費(維持管理費・第3事業区・湯田川【A】)	4,900	—		
1302	〃 (維持管理費・第3事業区・湯田川【B】)	1,400	—	30%	70%
1321	〃 (維持管理費・第6事業区・京田、栄)	5,000	—	—	—
1322	〃 (維持管理費・第4事業区・大泉)	4,800	—		
1601	大泉地区管理費(共同地区)	400	—		
1602	〃 (岡山地区)	530	—		
1603	〃 (安丹地区)	100	—	0%	100%
1701	東郷堰地区管理費(東郷堰地区)	4,450	—	50%	50%
1702	〃 (門前単独地区)	6,000	—		
1703	〃 (尾花開田単独地区)	7,900	—		
1704	〃 (成田開田単独地区)	800	—		
1721	門前地区基盤整備費	4,400	—	30%	70%
■中川地区					
0301	中川地区共通事業費(維持管理費)	2,080	—	50%	50%
0302	〃 (赤川管理費)	520	—		
1211	県営赤川圃場費(維持管理費・第5-1事業区)	1,550	—	30%	70%
1212	〃 (維持管理費・第5-2事業区)	4,200	—	40%	60%
1401	押切地区事業費(維持管理費・共通地区)	1,200	—		
1402	〃 (維持管理費・第6事業区)	3,300	—		
1403	〃 (事業費・第6事業区)	200	—		
1404	〃 (維持管理費・落合地区)	9,760	—	60%	40%
1501	広野地区事業費(維持管理費・共通地区)	2,400	—	50%	50%
1502	〃 (維持管理費・黒森地区)	2,800	—	60%	40%
1503	〃 (維持管理費・昭和地区)	4,950	—		
1511	〃 (事業費・事業地区)	300	—		
■天保大川地区					
0401	天保大川地区共通事業費(維持管理費)	5,050	150	50%	50%
0402	〃 (赤川管理費)	200	—		
0411	〃 (事業償還費)	850	△ 150		
2001	たらのきだい事業費(たらのきだい地区)	1,000	—		
■八沢川地区					
0501	八沢川地区共通事業費(維持管理費・共通地区)	1,600	—	50%	50%
0511	八沢川地区管理費(維持管理費・田川地区)	2,200	—		
0512	〃 (維持管理費・上郷地区)	3,000	—		
0513	〃 (維持管理費・大山地区)	3,000	—		
0514	〃 (維持管理費・馬町地区)	3,500	—		
0515	〃 (事業調査費・中樞地区)	5,000	—		

※各地区の特別会計は一般会計に統合されました。

農地転用と地区除外決済金について

■農地転用について

農地転用とは、農地を農地以外の用途に転換することです。農地転用をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ各市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行うようにしてください。

■農地転用の申請について【土地改良区での手続き】

農業委員会に農地転用許可申請を行う際、【土地改良区の意見書】の添付を命じられます。【土地改良区の意見書】の交付は下記の流れに沿って行われますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

「土地改良区の意見書」の申請から交付までの流れ

- ① 転用組合員より「土地改良区の意見書」の申請
- ② 土地改良施設への影響を関係者と協議
- ③ 土地改良区で理事長決裁または理事会・総代会での決議
※転用面積により1週間～最大で6ヶ月かかる場合があります。
- ④ 土地改良区で意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収
※手数料等は、転用面積により異なりますので会計課までお問い合わせください。

【申請に必要な書類】

- ① 農地転用等の通知書 ② 地区除外申請書
※添付書類※
・農業委員会に提出する計画図面及び書類一式(副本)
・役員、総代、生産組合、水利運営協議会の同意書

■決済金について

農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設（用排水路等）の維持管理費は減少しません。そのため、他の組合員の負担にならないよう、地区除外処理規程第6条の決済金算定基準により納めて頂くものが決済金です。土地改良法第42条第2項の規定により、農地転用する農地につき、権利義務について必要な決済（決済金による精算）をしなければならないことになっています。

◇必要な決済（決済金による精算）の対象範囲について…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金(分担金)・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

農地が公共事業用地（河川、道路、学校等公共施設）として買収される場合も同様ですのでご注意ください。

なお、決済金も賦課金と同様に所得税の確定申告の際に土地改良費として計上できます。

○令和2年度決済金一覧

対象地区	決済金の区分	1,000㎡当 決済金(円)	対象地区	決済金の区分	1,000㎡当 決済金(円)
全地区	運営事務費	18,000	■中川地区		
■青龍寺川地区			県営赤川・第5-1事業区	維持管理費	46,500
青龍寺川地区共通	維持管理費	42,000	〃・第5-2事業区		126,000
〃	赤川管理費	15,600	押切・共通地区		36,000
県営赤川・第1事業区	維持管理費	59,400	〃・第6事業区	維持管理費	99,000
鶴西農圃・第3事業区(湯田川【A】)	維持管理費	147,000	〃・落合地区		292,800
〃・第3事業区(湯田川【B】)		42,000	広野・共通地区		72,000
〃・第6事業区(京田・栄)		150,000	〃・黒森地区	維持管理費	84,000
〃・第4事業区(大泉)		144,000	〃・昭和地区		148,500
大泉・共同地区	維持管理費	12,000	〃・事業地区	事業償還費	76,396
〃・岡山地区		15,900	■天保大川地区		
〃・安丹地区		3,000	天保大川地区共通	維持管理費	151,500
東郷堰・東郷堰地区	維持管理費	133,500	〃	赤川管理費	6,000
〃・門前単独地区		180,000	たらのきだい圃場整備地区	事業償還費	231,902
〃・尾花開田単独地区		237,000	■八沢川地区		
〃・成田開田単独地区		24,000	八沢川地区共通・共通地区		48,000
〃・門前地区基盤整備地区	事業償還費	8,680	〃・田川地区		66,000
■中川地区			〃・上郷地区	維持管理費	90,000
中川地区共通	維持管理費	62,400	〃・大山地区		90,000
〃	赤川管理費	15,600	〃・馬町地区		105,000

賦課金の納付について

★賦課金納付のおねがい

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されています。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、**必ず期限内の納付**をお願いいたします。賦課金に関する相談・問い合わせは会計課までご連絡ください。

※納期限まで納付されないと…

- ・年7.3%の延滞利息の加算(納期限後1ヶ月以内は、3.65%)
- ・督促状発行手数料[過怠金]の加算(1期1人当り300円)

★賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください!

【ご利用できる金融機関】

JA鶴岡、JA庄内たがわ、JA庄内みどり、JAそでうら、
庄内銀行、山形銀行、鶴岡信用金庫

- ・口座振替の手続きは、本区または各JAをお願いいたします。

★確定申告の際は…

- ・口座振替の方は、通知書または口座振替の通帳記帳のうえ土地改良費の確認をお願いいたします。また、改良区および金融窓口で納付された方は、発行された賦課金領収書で対応してください。
- ・賦課金は是認額は、本区全域において賦課金全額が認められます。(別途通知はいたしません)
- ・公共事業関連の一括繰上償還分の是認加算額については個別に通知いたします。



※前号広報にてお知らせしましたとおり、令和2年度より口座振替賦課金納入者の方に**領収書は発行されません。**

組合員資格変更の届出について

賦課金は**毎年4月1日現在**の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前組合員(前耕作者や所有者)に賦課されますので、新しい耕作者と**当事者同士で精算**をお願いします。

**組合員資格得喪
通知書の提出に
ご協力お願いします**

1. 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
2. 組合員が亡くなられたとき
3. 経営移譲をされたとき
4. 住所・電話番号・口座に変更があったとき



◆ 届出の注意点 ◆

農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には、関係者双方の連名による届出が必要となっております。しかし、農業委員会や農協への手続きだけで、土地改良区の土地原簿も同時に修正されると思っていたという事例が多くなっております。**上記機関への手続きのみでは土地改良区の土地原簿は修正されませんのでご注意ください。**

また、**農協受委託**や**農地中間管理事業**についても**本人申請による届出が原則**となっておりますので、受委託が確定しましたら早めに本区まで届出をしてください。

※賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要ですのでご注意ください!

※届出用紙は本区および各JA本支所・支店窓口、本区ホームページに準備しております。

※ 滞納賦課金は新組合員に承継されます ※

滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が代わる場合、土地改良法の規定により新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約の前に滞納賦課金の有無をご確認ください。

また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても、内部審査により取下げとなる場合がありますのでご注意ください。

国営赤川二期農業水利事業 令和2年度工事実施予定箇所

- 令和2年度は、当初予算8.0億円と前年度繰越分5.6億円を合わせて13.6億円を執行する予定です。約9割の進捗となります。
- 工事に関しては、赤川揚水機場撤去（その5）工事、東3号幹線水路調整池設置（その2）工事、水路付帯施設工事等を実施します。



東3号幹線水路 安全施設



	R元年度まで
	R2年度
	R3年度予定

新設

東3号幹線水路調整池設置（その2）工事
（R元年度・繰越）
・調整池底盤コンクリート
安全施設、原形復旧



東3号幹線水路 調整池



撤去

赤川揚水機場撤去関連工事（H29年度～R3年度）
・赤川揚水機場撤去（その5）工事（R元年度・繰越）
樋管撤去（R2）
・赤川揚水機場撤去（その4）工事（支出委任工事）
樋管・制水門撤去（R元～R2）（2ヶ年国債）

撤去

赤川揚水機場導水路撤去工事（R元年度・繰越）
・導水路撤去（R元～R2）

新設 ※併行事業

ICTモデル事業赤川二期地区
ICT水管理施設制作据付工事（R2年度）
監視制御設備等

改修

東3号幹線水路関連工事（R2年度）
余水吐改修、目地補修、転落防止柵改修



東2号幹線水路 除塵施設

改修

西1号幹線水路他付帯施設整備工事（R2年度）
・転落防止柵改修、簡易ゲート改修



東2号幹線水路 法面保護工

【工事完了】



西1号幹線水路 法面保護工



西1号幹線水路 防音対策工

改修

東1号幹線水路補修（その2）工事
（R元年度・繰越）
・トンネル上部グラウト 1式

改修

赤川頭首工周辺整備他工事（R2年度）
・フェンス補修、場内舗装等

凡例	
記号	名称
	用水改良(水田)
	頭首工(改修)
	揚水機場(既設)
	取水口(既設)
	用水路(改修)
	用水路(既設)



赤川頭首工の許可水量について

赤川頭首工からの水利権許可取水量は以下のとおりです。

水路維持用水(非農業用水) (m ³ /sec)			農業用水 (m ³ /sec)		年間総取水量 (千m ³)
4/11~4/15	4/16~4/20	4/21~4/25	代掻期	普通期	
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	309,210

4/11~4/25の水路維持用水について

本地区の用水路底盤部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

◇ 水の利用法を守りましょう ◇

水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないでください。

河川法により営農用として許可を得ている水利権は4月26日～9月15日までです。

◇ 記録的な少雪です！水を大切に使いましょう ◇

今冬は記録的な少雪・暖冬でありました。今後の降雨にもよりますが、渇水の可能性が懸念されます。本区では関係機関との情報共有を図り、渇水へ備えていきたいと考えておりますが、組合員の皆様には節水にご協力をお願いいたします。



▲中川水神社での御祈祷の様子（4月）
コロナ禍の影響により神事のみ執り行われました。

工務課からのお知らせ

○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震（震度4以上）が発生し施設の点検が必要なとき
- (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき
- (3) 各ダムの放流等により河川が増水したとき
- (4) 流木等が赤川頭首工取水口スクリーンに絡み取水が困難となったとき
- (5) 局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生したとき
- (6) 事故等の緊急事態が発生したとき

※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じてください。

○土地改良施設の使用について

本区で管理する土地改良施設を使用する場合は土地改良施設他目的使用の申請が必要です。

- (1) 土地改良施設（排水路等）に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき
- (2) 土地改良施設（用排水路・揚水機場・農道等）を出入口等に使用するとき

○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合は境界確認申請書の提出が必要です。

※各様式については本区ホームページよりダウンロードできます



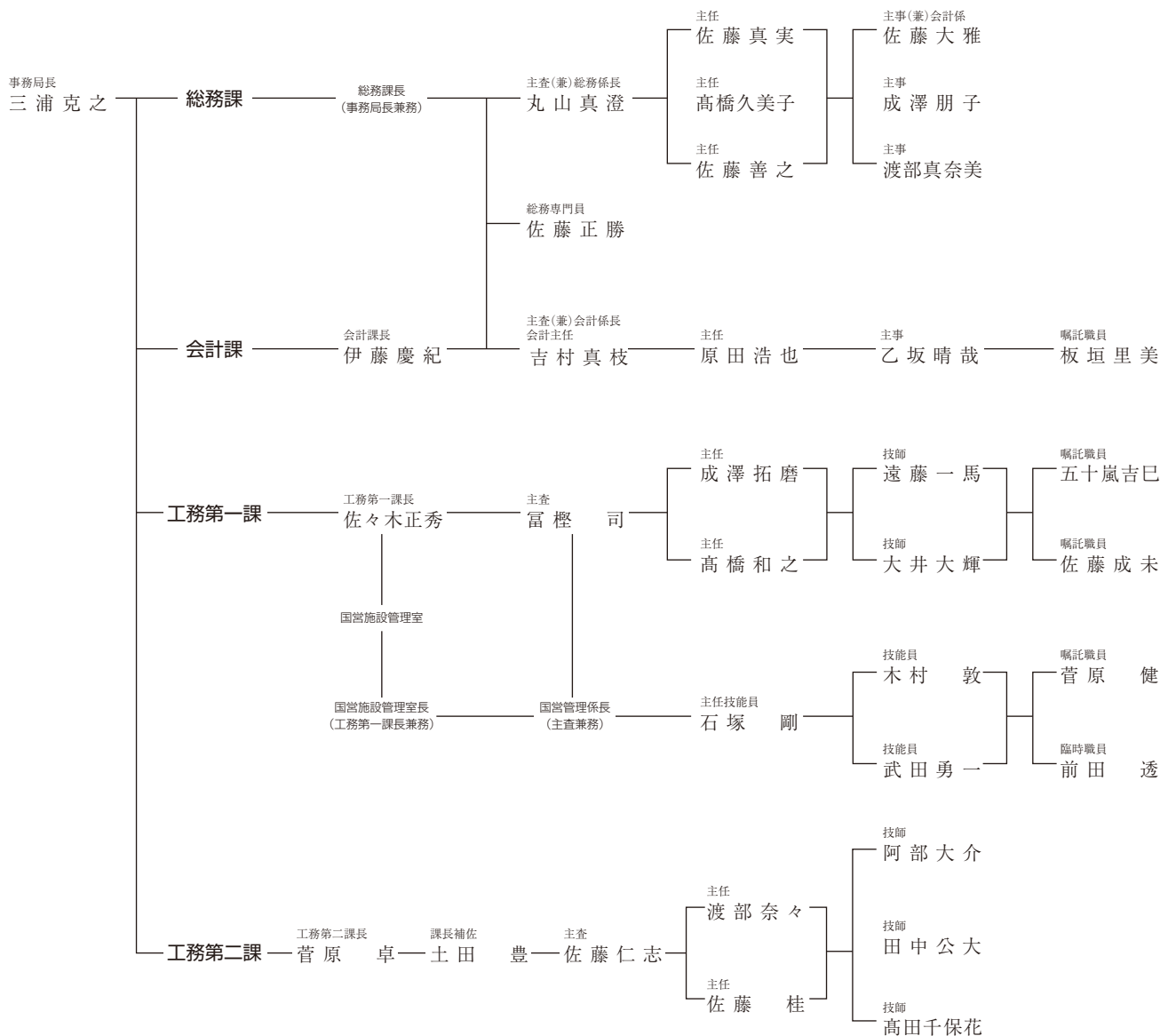
庄内赤川土地改良区

検索



お問い合わせ：工務課 共通 Tel 0235(22)1173

■事務局組織機構 (2020.4月現在)



■新人職員紹介



高田 千保花

たかだ ちほか

工務第二課 所属

一日でも早く仕事を覚え、精一杯頑張ります。
よろしくお願ひします。

お悔み

去る4月2日、長年にわたり本区の土地改良事業に貢献されました総代 高山 昌和氏(享年56歳)がご逝去されました。謹んでお悔み申し上げますとともに、心からのご冥福をお祈りいたします。

永年勤続表彰

長い間ご尽力いただき
誠にありがとうございました

施設
管理人

小野 善一 氏 (井岡第1・2用水路分土工・勤続12年)

大井 慶 氏 (横山用水路・勤続18年)

押井 光生 氏 (荒俣揚水機場・勤続14年)

五十嵐 昇 氏 (昭和揚水機場・勤続14年)

五十嵐 勲 氏 (竹の浦揚水機場・勤続12年)

職員募集のお知らせ

庄内赤川土地改良区では令和2年度において、下記により職員を募集します。(令和3年4月新規採用)

◆ 募集内容

区分	人数	資格
総合職	若干名	令和3年3月31日までに 短大(高専含む)・4年制大学を卒業または卒業見込の方 (既卒5年程度まで可)

- ・ **受付期間** 令和2年6月1日(月)～6月25日(木) ※土日を除く
- ・ **試験日程** 一次試験：令和2年7月4日(土) 教養・適性試験
二次試験：令和2年7月18日(土) 面接試験
- ・ **問い合わせ** 〒997-0035 鶴岡市馬場町7番35号
庄内赤川土地改良区 総務課
TEL:0235(22)2135 FAX:0235(22)2185

※日程は変更となる場合があります。

◆ 職務内容

土地改良施設の設計積算、施工管理、維持管理業務及び土地改良区の庶務、財務、会計に係る事務



◆ 給与

庄内赤川土地改良区職員給与規程に基づき支給されます。
※詳しくは下記までお問い合わせください。

◆ その他

詳しい募集内容については当事務所内で配布している募集要項に記載されております。(郵送請求可)
また、ハローワークの窓口でも求人票をご確認いただけます。

■ 業務内容

総務課 ☎0235-22-2135	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総代会、理事会等に関する事 ・ 事務所管理に関する事 ・ 人事に関する事 ・ 選挙に関する事 ・ 定款、規約等の改廃に関する事 ・ 農地維持受託業務に関する事 ほか
会計課 ☎0235-22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払業務に関する事 ・ 賦課金徴収及び調定 ・ 農地の異動に関する事 ・ 決算及び財務状況に関する事 ・ 未収金の督促に関する事 ・ 農地転用に関する事 ほか

工務第一課 ☎0235-22-2477	青龍寺川地区 八沢川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ かんがい用水取水及び調整 ・ 洪水被害対策及び復旧対策 ・ 各種土地改良事業に関する事 ・ 土地改良財産の他目的使用に関する事 ・ 水利運営協議会に関する事 ・ 国営事業関連の調整に関する事 ・ 小水力発電事業に関する事 ほか
国営施設管理室 ☎0235-53-2414	赤川地区 共同管理	
工務第二課 ☎0235-22-2488	中川地区 天保大川地区	

FAX: 0235-22-2434 (工務課共通)
E-mail: koumu@shonaiakagawa.jp

FAX: 0235-22-2185 (総務課 共通)
E-mail: info@shonaiakagawa.jp

ホームページをご利用ください

各種申請書様式やお知らせ等を公開しております。どうぞご利用ください。
URL: <http://www.shonaiakagawa.jp>



事務所の所在地

